

平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社コスモイニシア  
代表者名 代表取締役社長 高木 嘉幸  
( JASDAQ コード 8844 )  
問 合 せ 先 経営企画室 室長 岡村 さゆり  
( TEL. 03-5444-3210 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 16 日付で公表しました「大和ハウス工業株式会社との資本業務提携、第三者割当増資による普通株式の発行、資本金等の額の減少及び自己株式の取得（第 1 種優先株式）並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」といいます。）との間で同日付にて締結しました資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）に基づき、同年 6 月 27 日に概要以下の事項を行う予定となっております。

- ①大和ハウス工業を割当予定先として第三者割当の方法により新たに普通株式 19,387,800 株（払込金額の総額：9,500,022,000 円（1 株当たり 490 円））を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）
- ②本第三者割当の完了を条件として、本第三者割当により増加する資本金の額 4,750,011,000 円及び資本準備金の額 4,750,011,000 円をそれぞれ減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ③本資本金等の額の減少の効力発生を条件として、大和ハウス工業を除く第 1 種優先株式を保有する株主の全員（以下「既存優先株主」といいます。）より、その保有する第 1 種優先株式（合計 3,050,000 株）を総額 9,150,000,000 円（1 株当たり 3,000 円）で取得すること（以下「本自己株式取得」といいます。）
- ④本自己株式取得を条件として、第 1 種優先株式の内容のうち、当社の普通株式を対価とする取得請求権の取得価額を本第三者割当の 1 株当たりの払込金額と同額（金 490 円）へ修正し、かつ、その行使期間を平成 25 年 6 月 27 日へと早めた上で、大和ハウス工業が、その保有する第 1 種優先株式（100,000 株）について当該取得請求権を行使すること（以下「本転換」といいます。）
- ⑤本転換を条件として、本自己株式取得及び本転換により取得した第 1 種優先株式全て（合計 3,150,000 株）を消却すること

そして今般、当社は、上記①～⑤に関連して、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会において、以下(a)～(c)についてそれぞれ決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- (a) 下記「Ⅰ. 定款一部変更の件(1)」記載の定款一部変更に係る議案及び下記「Ⅱ. 定款一部変更の件(2)」記載の定款一部変更に係る議案を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 44 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議すること
- (b) 下記「Ⅰ. 定款一部変更の件(1)」記載の定款一部変更に係る議案を本定時株主総会と同日に開催予定の普通株主様による種類株主総会に付議すること

- (c) 下記「Ⅰ. 定款一部変更の件(1)」記載の定款一部変更に係る議案の第1種優先株主様による種類株主総会における承認決議を会社法第322条、第325条及び第319条第1項に基づく書面決議の方法により行うため、第1種優先株主様に対し議案の提案をすること

## 記

### Ⅰ. 定款一部変更の件(1)

#### 1. 変更の理由

大和ハウス工業は、本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環として、本転換により、その保有する第1種優先株式(100,000株)について普通株式を対価とする取得請求権を行使することになっているところ、本転換の実施に備えるため、以下の定款変更を行うものであります。

- (1) 第1種優先株主による当社の普通株式を対価とする取得請求権の取得価額について、本第三者割当の1株当たりの払込金額と同額である金490円に変更するものであります。
- (2) 第1種優先株主による当社の普通株式を対価とする取得請求権の行使期間の開始日を平成25年6月27日に変更するものであります。
- (3) その他所要の変更を行うものであります。

なお、本項の定款変更は、平成25年6月27日に当社が本自己株式取得により既存優先株主が保有する全ての第1種優先株式を取得することを条件として、同日をもって効力を生ずるものとします。また、本項の定款変更に関しては、本定時株主総会における承認決議に加えて、会社法322条第1項に基づき、各種類株主による種類株主総会の決議がなされることが必要となります。

#### 2. 定款変更の内容

本項の定款変更の内容は別紙「変更案1」のとおりであります。

### Ⅱ. 定款一部変更の件(2)

#### 1. 変更の理由

- (1) 第1種優先株式は、その全てを本自己株式取得及び本転換により当社が取得した上で全て消却されることとなり、今後発行する予定もないため、関連する規定を修正及び削除するものであります。
- (2) 劣後株式は、現在発行されておらず、今後発行する予定もないため、関連する規定を修正及び削除するものであります。
- (3) その他所要の変更を行うものであります。

なお、本項の定款変更は、上記「Ⅰ. 定款一部変更の件(1)」による変更後の定款の一部を変更するものであり、平成25年6月27日に当社が本自己株式取得及び本転換により取得する発行済第1種優先株式全てを消却することを条件として、同日をもって効力を生ずるものとします。

#### 2. 定款変更の内容

本項の定款変更の内容は別紙「変更案2」のとおりであります。

### Ⅲ. 今後の日程(予定)

平成25年6月21日(金) 本定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の開催日

(注) 第1種優先株主様による当社提案に対する書面同意(種類株主総会の決議)は、平成25年6月21日までに取得予定です。

平成25年6月27日(木) 「Ⅰ. 定款一部変更の件(1)」記載の定款一部変更の効力発生

「Ⅱ. 定款一部変更の件(2)」記載の定款一部変更の効力発生

以上

## 【変更案1】

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案 1
<p style="text-align: center;">第2章の2 種類株式</p> <p>(第1種優先株式)</p> <p>第11条の2 当社の発行する第1種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1～6 (記載省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>7 第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの間(以下「第1種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。<u>但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求(以下、本項において「転換請求」という。)がなされた日(以下、本項において「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下、本項において同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下、本項において同じ。)を下回る場合には、(i)各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p><u>「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。</u></p> <p><u>A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日(以下、本項において「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数</u></p> <p><u>B：(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 種類株式</p> <p>(第1種優先株式)</p> <p>第11条の2 当社の発行する第1種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>7 第1種優先株主は、平成25年6月27日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの間(以下「第1種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。</p>

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号乃至第(4)号で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

- (1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

(記載省略)

- (2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成21年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本号において「当初時価算定期間」という。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、当初時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は第(4)号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

- (3) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの毎年6月30日および12月31日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)における時価(以下に定義される。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される(以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、平成25年7月1日以降、修正後取得価額が平成25年6月30日における取得価額の30%に相当する額(但し、第(4)号に規定する事由が生じた場合、第(4)号に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本号において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当会社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当会社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(複数ある場合は、当会社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場)をいう。以下同じ。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、

- (1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

(現行どおり)

- (2) 取得価額

取得価額は、490円とする。

- (3) 取得価額の修正

取得価額は、修正しない。

<p><u>円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p><u>なお、時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は第(4)号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u></p> <p>(4) 取得価額の調整</p> <p style="padding-left: 100px;">(記載省略)</p> <p>8～11                   (記載省略)</p>	<p>(4) 取得価額の調整</p> <p style="padding-left: 100px;">(現行どおり)</p> <p>8～11                   (現行どおり)</p>
--	--

【変更案2】

(下線は変更箇所を示しております。)

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、505,000,000株とする。</p>	<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、505,000,000株とする。</p>
<p><u>2 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 505,000,000株</p> <p>第1種優先株式 3,150,000株</p> <p>劣後株式 20,000株</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(単元株式数)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式、第1種優先株式および劣後株式のそれぞれにつき100株とする。</u></p>	<p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p style="text-align: center;">第2章の2 種類株式</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>(第1種優先株式)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第11条の2 (内容は下記※のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>(劣後株式)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第11条の3 (内容は下記※のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>(優先順位)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第11条の4 (内容は下記※のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p><u>(種類株主総会)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第16条の2 <u>第13条、第14条、第15条第1項および第16</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	
<p>2 <u>第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催さ</u></p>	
<p><u>れる種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	
<p>3 <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項</u></p>	
<p><u>の規定による種類株主総会の決議にこれを準</u></p>	
<p><u>用する。</u></p>	

※「Ⅱ. 定款一部変更の件(2)」による変更前の「変更案1による変更後の定款」第11条の2、第11条の3及び第11条の4の内容は以下のとおりであり、「Ⅱ. 定款一部変更の件(2)」に係る定款変更ではこれらを全て削除いたします。

<p>(第1種優先株式)</p>
<p>第11条の2 当社の発行する第1種優先株式の内容は次のとおりとする。</p>
<p>(第1種優先配当金)</p>
<p>1 当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ第11条の4の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき次号に定める額の金銭(以下「第1種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として次項に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。</p>
<p>(2) 第1種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率(以下「第1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>
<p>第1種優先配当年率＝日本円TIBOR(6ヶ月物)＋1.50%</p>
<p>「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インタ</p>

ーバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(第1種優先中間配当金)

2 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の4の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(累積条項)

3 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の4の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(非参加条項)

4 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(残余財産の分配)

5 当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i)10,000円、(ii)第1種累積未払配当金および(iii)第1種未払経過利息の合計額を支払う。

「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

7 第1種優先株主は、平成25年6月27日以降平成45年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を、次号乃至第(4)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

取得価額は、490円とする。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、修正しない。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小

数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

8 第1種優先株主は、平成25年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「第1種償還請求期間」という。)、法令上可能な範囲で、かつ第(1)号に定める条件および第(2)号に定める上限の範囲内において、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができるものとし、当会社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、第(3)号に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または第(2)号に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日(以下「償還請求日」という。)の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

(a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 10,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。)

(普通株式を対価とする取得条項)

9 当会社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、かかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第7項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第7項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(金銭を対価とする取得条項)

10 当会社は、いつでも、当会社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、次号に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 10,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。)

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

11 当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(劣後株式)

第11条の3 当社の発行する劣後株式の内容は次のとおりとする。

(剰余金の配当)

1 当社は、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）または劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

2 当社の残余財産を分配するときにおいて、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の2に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき第(3)号に定める普通株式分配基準額を支払う。

(2) 普通株主または普通登録株式質権者に対して前号に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（前号に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する劣後株式の数を除く。）に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に次号に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。

(3) 劣後株式分配比率

(a) 「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、次号の定めに従って調整される。

(b) 「劣後株式分配比率」は、50,000円を本号(a)に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(4) 普通株式分配基準額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「普通株式分配基準額調整式」という。）により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{普通株式} \\ \text{分配基準額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{普通株式} \\ \text{分配基準額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数－当社が} \\ \text{保有する普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数) +} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による普通株式分配基準額の調整は、当会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

(c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

(議決権)

3 劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

4 劣後株主は、平成22年5月1日以降平成42年5月1日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下、本項において「転換請求」という。）がなされた日（以下、本項において「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）を下回る場合には、(i)各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象

普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下、本項において「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当会社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当会社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当会社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号および第(3)号で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を、次号および第(3)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成22年5月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「当初時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の99%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年5月1日（同日を含む。）までの間に第2項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第2項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の99%（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に第2項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第2項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(普通株式を対価とする取得条項)

5 当会社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に第2項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第2項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(金銭を対価とする取得条項)

6 当社は、第1種優先株式の株主(当社を除く。)が存しない場合、いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる劣後株式1株を取得するのと引換えに、50,000円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

7 当社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(優先順位)

第11条の4 第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とする。

以 上